日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

資格審査申請用 書類作成要領書

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　発行
2009 年（平成 21 年） 4 月 14 日　訂正

JSSA
社団法人 日本防犯設備協会

優良防犯機器認定制度

資格審査用申請書類　作成要領書

資格審査用申請書類は、以下の方法を参考に作成してください（様式は特に規定しません)。

第１条　適用範囲

1.1　生産工場一覧表

複数の品目、複数の型式を生産している工場を、下表の通り同時に申請します。
（複数の場合は、総て記載してください。この欄に記載できない場合は、別紙添付あるいは任意に欄を追加してください)。

【申請品目】　　（　　年　月　日現在）

品　目	型式名			備　考
防犯カメラ	新規申請（主型式）	シリーズ型式		
	RBSS－C100	RBSS－C110	RBSS－C120	No.1 のファイル
	RBSS－C2000	RBSS－C2010	RBSS－C2020	No.2 のファイル
デジタルレコーダ	新規申請（主型式）	シリーズ型式		
	RBSS－DR100	RBSS－DR 110	RBSS－DR 120	No.1 のファイル
	RBSS－DR 2000	RBSS－DR 2010	RBSS－DR 2020	No.2 のファイル

【生産工場一覧】　　（　　年　月　日現在）

	工場名称／住所	備　考
生産工場 No.1	工場名： 住所：	
生産工場 No.2	工場名： 住所：	
生産工場 No.3	工場名： 住所：	

第２条　申請事業者の資格

2.2　申請者は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うこと。

（申請書の「規程遵守」の文言にて代替とする。書類提出不要）

■　申請者は、企業概要等の図書を提出すること。

（　　年　月　日現在）

企業概要	要求条件等記載内容	備　考
申請事業者の名称		申請する事業部門でも可とする。
創立年月日		
代表者		
資本金		
事業内容（概要）		
従業員	代表会社　　合計：約　　人 申請事業部門　合計：約　　人	申請事業者の代表会社
主な所属団体		

第３条　供給体制に係る要求事項

3.1　生産工場の品質管理に係る要求事項

ISO9001(2000 年版)に沿った品質マネジメントシステムは、下記の 3.1.1(1)あるいは 3.1.1(2)のとおり導入しています。

3.1.1 (1)　認証機関によって認証されている場合

項　目	要求条件等	備　考
申請する生産工場の適合登録証の写し （有効期間 3 年以内）	現在有効な ISO9001 の適合登録証の写し	海外審査機関による認証登録の場合は、追加資料（日本語）を要求する場合がある。

3.1.1 (2)　認証機関によって認証されていない場合

以下の表の項目について、文章及び記録に関する図書（書類）を提出します。

項　目	要求条件等記載内容	備　考
3.1.2　生産工場 （1）　生産工場の概要	(a)　生産工場の名称 (b)　所在地（住所） (c)　敷地面積 (d)　建物面積 (e)　工場レイアウト (f)　工場責任者 (g)　大代表電話、FAX　　等	

3.1.3　品質管理 (1) 品質マニュアル等	品質マネジメントシステムの計画の文書化 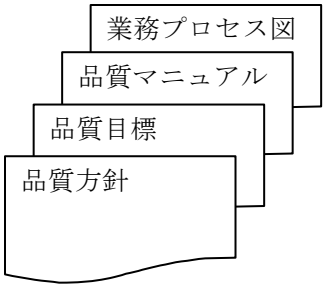	（初回審査は、事前訪問調査の対象扱いとする場合があります。その時には実費精算の費用負担を行います。）
(2) 規定及び 手順書	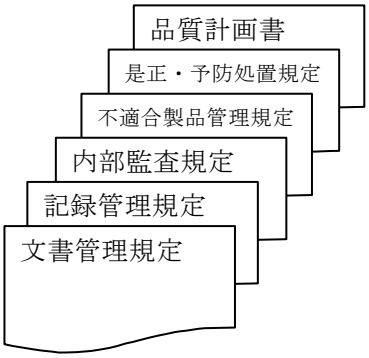	
(3) 記録	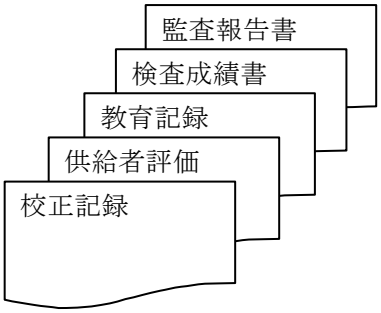	
(4)　定期監査記録	[　] 監査機関による定期監査の品質記録を提出します。 [　] 自主監査の品質記録を提出します。	(例) UL の工場検査等
(5)　各品目における代表モデルの手順書及び記録	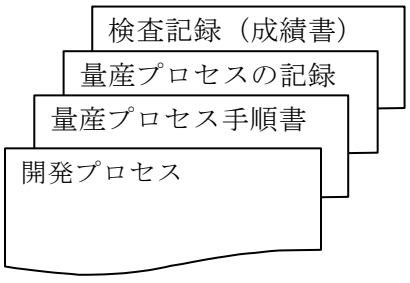	品目： ①　防犯カメラ ②　デジタルレコーダ

3.1.4　その他品質保持に必要な項目

（1）品質管理が計画的に実施されていること。
（2）品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
（3）品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

3.2　製品を供給する販売体制等に係る要求事項

3.2.1　苦情等対応窓口の体制について　　（　　年　月　日現在）

項　目	要求条件等	備　考
苦情対応窓口の体制	苦情対応窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。 ・問合せ窓口（代表例）の表は、下記の標準様式に基づくこと。 ・品目毎に、問合せ窓口の有る場合は、区別して記載すること。 ・国内に苦情対応除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記のこと。	

【標準様式】苦情対応窓口（問合せ窓口代表例）の表の記載例

会社名／対応部署	住所・連絡先	受付時間
株式会社	〒100-0013 住所：東京都港区浜松町 1-12-4（第 2 長谷川ビル）	日曜、祝日除く 9:00～17:30
http://www.ssaj.or.jp		
部署名 事務局	TEL　：03-3431-7301 FAX　：03-3431-7304 e-mail：rbss.aaaa /bbb.ccc.ddd	日曜、祝日除く 9:00～17:30

3.2.2　製品の流通・継続供給等の体制について

項　目	要求条件等	備　考
製品の流通・継続供給等の体制	販売ルートは、下記（あるいは別紙の）とおりです。 国内に販売除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。 【販売ルート】 カタログ等に記載の販売拠点の写しを添付します。	

3.3　故障修理等のアフターサービス体制等に係る要求事項

障修理等のアフターサービス体制等については、申請事由が適当で有れば適用除外を申請することができます。

本申請は、表の中の〇印が該当します。

項　目	選択	要求項目等	提出書類	
			各項目で要求されるもの	除外理由
除外なし	[　]	3.3.1～3.3.3 項	必要	不要
一部除外	[　]	3.3.1～3.3.3 項	必要	必要
全て除外	[　]	なし	不要	必要

3.3.1　故障修理等相談窓口の体制について

項　目	要求条件等	備　考
故障修理等相談窓口の体制	故障修理等相談窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。 国内に修理除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の故障修理相談拠点の写しを添付します。	故障修理相談窓口として、お客様相談窓口、販売拠点が兼用している場合はその旨を記述すること。

3.3.2　修理対応の実施体制について

項　目	要求条件等	備　考
製品の修理対応の実施体制	製品の修理対応に関する実施体制は、下記（あるいは別紙の）一覧のとおりです。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の修理拠点の写しを添付します。 更に、① ユーザーに出向いての補修パーツ交換による修理対応、② センドバックによる修理センターでの修理対応、③ 代替交換だけによる修理対応等の方法を、具体的に別紙に記載します。	

3.3.3　補修パーツの供給体制について

項　目	要求条件等	備　考
(1)　補修パーツの供給体制	申請者は、補修パーツの供給を 3.3.1 の窓口を通じて供給します。	
(2)　補修パーツの供給等	（例）取扱説明書、及びホームページ等使用者に公開している資料で、補修部品供給修理の方法について記述します（添付資料参照）。	
(3)　性能維持に必要な補修パーツ	補修パーツ供給可能期間：[　]年以上 （例）サービスセンターの一覧表 保証書の写し（無償修理期間保証）	
(4)　補修パーツを交換（修理）する場合	代表的な補修パーツを交換（修理）する方法は、下記の添付資料に記載しております。 （例）①　サービスマニュアル ②　テクニカルガイド	①、②の提出資料は、電子データ PDF 版（CD-R 保存）とすること。

【改訂履歴】改訂･追加･訂正･削除などの履歴

(2)　2009.4.14 訂正

・“1.1　生産工場一覧表”の表（申請品目）を変更した。

・“3.3.2　修理対応の実施体制について”の要求条件等の欄に追記した。

(1)　2008.12.1 訂正

・2.2　提出書類不要の追記、3.1.4　“その他品質保持に必要な項目”の追記、3.2.1、3.2.2 及び 3.3.1　“要求条件、備考欄”を修正追記した。